

# 資料編

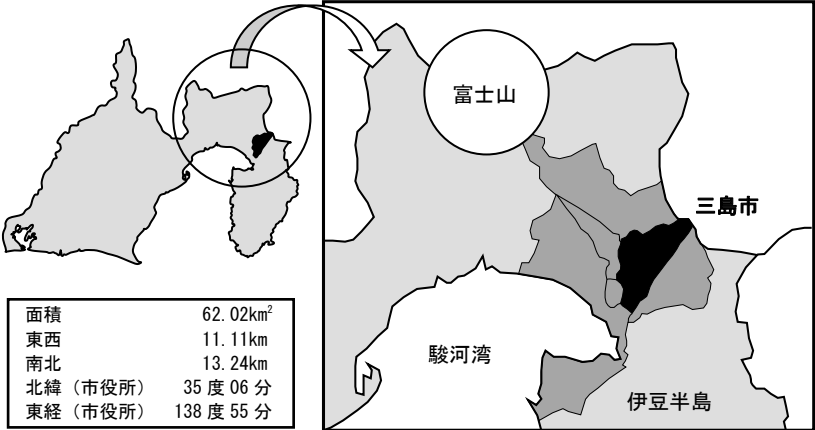
# 1 本市の概況

## 1-1 本市の位置と人口

### ①地勢

本市は、静岡県東部の富士箱根伊豆国立公園への玄関口に位置し、裾野市、長泉町、清水町、沼津市、函南町、神奈川県箱根町と接しています。東は箱根連山に連なり、北は富士の高峰を仰ぎ、南は肥沃な田方平野より伊豆の温泉郷に通じ、西は遠く駿河湾を眺めています。古くは伊豆の国府が置かれ、東海道の宿場町として栄え、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれながら、県東部の中核的な都市として発展し現在に至っています。

また、富士の清冽な地下水に恵まれ、この豊富な地下水と温暖な気候及び大都市圏への交通の利便さを背景として、近年、都市化の進行、産業活動の拡大などにより市街のインフラ整備も進み、文教、住宅、観光、商業を中心とする複合都市を形成しつつあります。



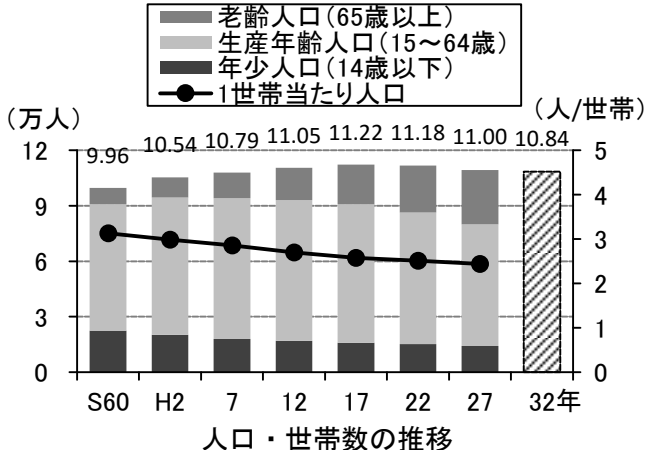
本市の概要

### ②人口

本市の人口は、「平成 27 年国勢調査」によると、人口は110,130人、世帯数は45,148世帯、1世帯当たり平均人員は2.44人でした。

「住むなら三島総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」(平成 27 年 10 月)によると、総人口は平成 32 年に 108,432 人という将来展望を見込んでいます。住民基本台帳法や外国人登録法に基づく在住人口では、既に平成 17 年 12 月末をピークとし、平成 20 年 9 月以降は緩やかな減少傾向が続いています。

世帯数については、核家族化や世帯分離などが進んでいることから増加しますが、1世帯当たりの平均人員は減少傾向が続くものと予測されます。



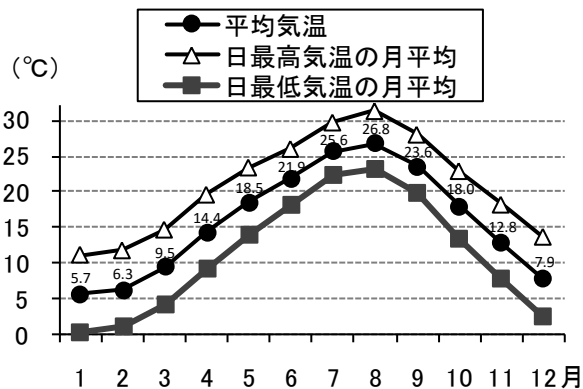
注) S60～H27 は国勢調査の実績値。  
H32 は「住むなら三島総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」(平成 27 年 10 月)の将来展望。



## 1-2 気象と地形・地質

### ① 気候

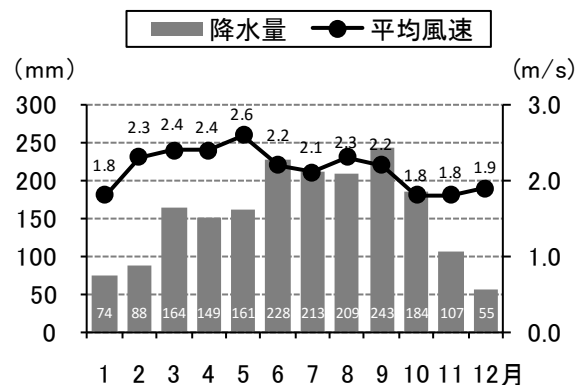
本市は表日本型で内陸性の気象特性を持ち、比較的温暖で恵まれた気候です。昭和56年（1981年）～平成22年（2010年）の30年間の平均値で見ると、年間平均気温は15.9℃で平均気温が最も高いのは8月、低いのは1月です。年間平均降水量は1,874.4mmであり、6月から10月にかけて降水量が多くなっています。風については、周辺地域の複雑な地形の影響で海陸風や山谷風などの局地風が発生しています。



注)測定地は三島特別地域気象観測所

月別の気温(30年間の平均値)

【資料：三島の統計2016】



注)測定地は三島特別地域気象観測所

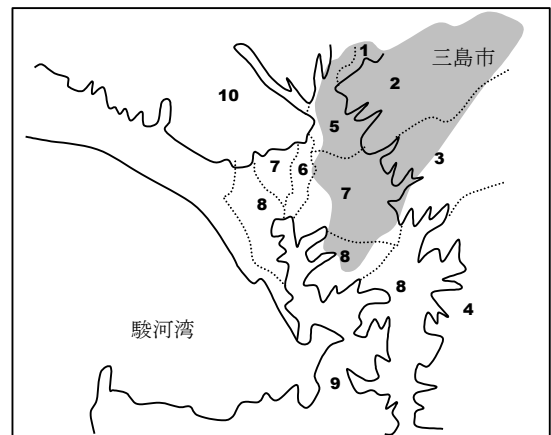
月別の降水量と風速(30年間の平均値)

【資料：三島の統計2016】

### ② 地形・地質

本市の地形は箱根西麓の「箱根火山山麓地」、市北部から三島駅付近までの「三島溶岩流地」、三島駅付近から中郷温水池に至る「黄瀬川（三島）扇状地」、田方平野の「狩野川流域低地」の四つに大きく区分されます。

市域の約3分の2を占める「箱根火山山麓地」は、山頂から中腹にかけて安山岩質岩石が分布し、中腹から裾野にかけてはローム・火山灰の火山碎屑物が分布しています。「三島溶岩流地」は玄武岩質岩石で構成され、「黄瀬川扇状地」は砂礫層の堆積物からなる乾燥した平野です。一方、「狩野川流域低地」は主に軟弱な地層からなる低湿な三角州的平野です。



- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1 黄瀬川支谷堆積低地  | 2 箱根火山山麓地北部 |
| 3 箱根火山山麓地南部  | 4 多賀火山地     |
| 5 三島溶岩流地     | 6 黄瀬川段丘地    |
| 7 黄瀬川(三島)扇状地 | 8 狩野川流域低地   |
| 9 静浦山地       | 10 愛鷹火山地    |

地形の状況

【資料：三島市史・増補 資料編Ⅱ】

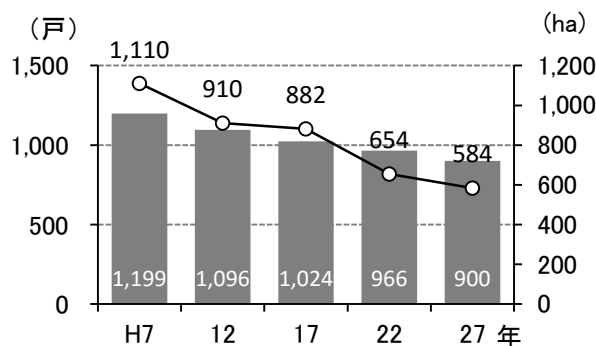
## 1-3 産業

### ① 農業

平成 27 年の総農家数は 900 戸で減少傾向にあります。また、耕地面積も昭和 60 年の 1,280ha から平成 27 年は 584ha になり、半分に以下に減少しています。

本市では、箱根西麓の露地野菜や畜産、平地での稲作など、恵まれた気候条件を生かした農業生産が行われています。

近年は地域農業の活性化を図るため、農業の担い手の育成や耕作放棄地の解消、農産物のブランド化や地産地消の推進などに努めています。



農家数・耕地面積の推移

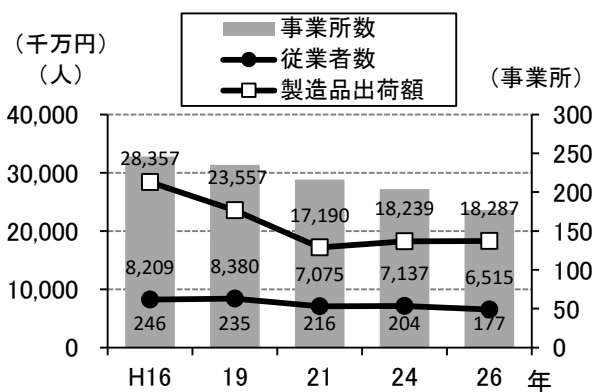
【資料：農林業センサス】

### ② 工業

平成 26 年の事業所数（従業員 4 人以上）は 177 事業所、従業者数は 6,515 人、製造品出荷額は 1,829 億円で、総じて減少しています。

市内の工業系事業所の約 9 割が従業員 30 人未満の事業所です。製造品としては一般機械・食料品・金属製品の製造が主となっています。事業所の中には全国でも高いシェアを持つ事業所もあります。

近年では雇用創出のための企業誘致や新たな工業団地創出の可能性の検討にも努めています。



事業所数・製造品出荷額・従業者数の推移

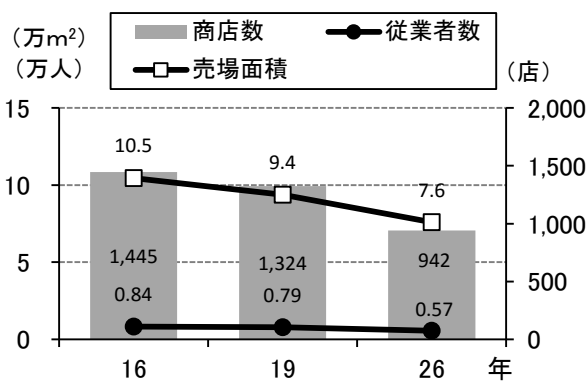
【資料：工業統計調査】

### ③ 商業

平成 26 年の商店数（飲食店を除く）は 942 店、従業者数は 5,689 人、売場面積は 78,986 m<sup>2</sup>と、総じて減少しています。

消費構造の変化やモータリゼーションの進展、大型複合店の郊外への出店などによる中心市街地の空洞化の進行により、商店街では空き店舗が点在するなど、商店街の機能低下が懸念されています。

近年は、電線類地中化事業などによるまち並み景観や個店の魅力の向上を図るとともに、商店街イベントなどを開催し、商店街のにぎわいを確保することにより、コミュニティの中心となる商店街の振興を図っています。



商店数・従業者数・売場面積の推移

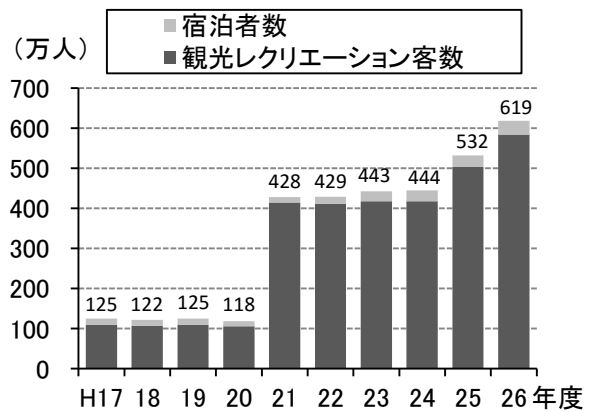
【資料：商業統計調査】



## ④ 観光

東海道新幹線を始めとする様々な交通機関に恵まれた本市は、広域的な交通結節点として富士箱根伊豆国立公園の玄関口となっています。また、街中がせせらぎ事業によるまちなか整備や観光振興に向けた様々な取り組みなどにより、本市への来訪者は増加しています。

平成 26 年度の宿泊客数は 346,015 人、観光レクリエーション客数は 5,839,415 人、観光交流客数は 6,185,430 人でした。



観光交流客数の推移

【資料：静岡県の観光交流の動向】

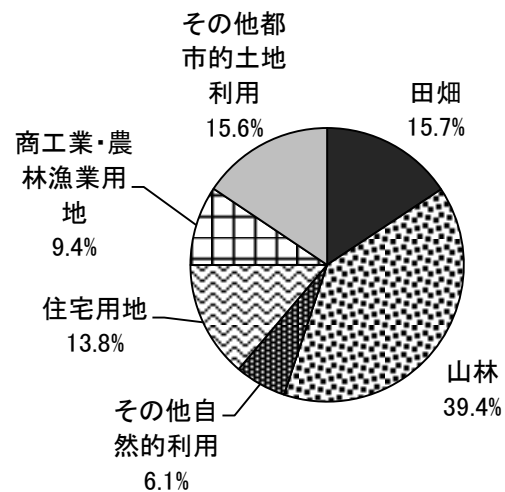
※平成 21 年度からは三嶋大社初詣などが追加になったため、観光レクリエーション数が大幅に増加した。

## 1-4 土地利用・法指定の状況

### ① 土地利用の状況

平成 23 年の土地利用の状況は、山林など (39.4%) が最も多く、次いで田畑 (15.7%)、住宅用地 (13.8%) となっています。

市域の 3 分の 2 は箱根西麓の農地や森林などが占め、都市的土地利用の可能な土地が限られているため、狭い平野部に多くの市民が居住しています。可住地当たりの人口密度は、2,935 人/km<sup>2</sup> (平成 26 年 1 月 1 日現在) と高く、県内では一番の過密都市となっています。



注) 端数処理の関係上、構成比が 100.0% になりません。

土地利用の現状 (平成 23 年)

【資料：三島の統計 2016】

### ② 法指定の状況

市内では、箱根西麓が自然公園法による国立公園 (富士箱根伊豆国立公園) (100.0ha) に指定されているほか、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区 (334.5ha)、森林法に基づく保安林 (347.5ha) や地域森林計画対象森林 (2,370.1ha)、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域 (517.9ha) などが指定されています。(平成 24 年 3 月現在)

## 2 委員名簿

### 三島市環境審議会委員名簿（敬称略）

	区分	氏名	所属等	備考
1	学 識	水谷 洋一	静岡大学地域創造学環教授	会 長
2	学 識	堅尾 和夫	日本大学国際関係学部教授	副会長
3	学 識	辻川 比呂斗	順天堂大学保健看護学部准教授	
4	学 識	平井 一之	静岡県環境資源協会専務理事	
5	団 体	大村 皖伸	三島市自治会連合会副会長 三島市環境美化推進員会会長	
6	団 体	吉田 正治	三島函南農業協同組合代表理事専務	
7	団 体	渡邊 俊一	三島商工会議所環境委員会委員長	
8	団 体	黒川 健	三島地区環境保全推進協議会会長	
9	団 体	榑 知恵子	三島市消費者連絡協議会理事	
10	団 体	大村 洋子	三島ゆうすい会事務局長	
11	団 体	篠原 誠	三島市子ども会連合会会長	
12	団 体	林 辰雄	三島市ストップ温暖化推進協議会会長	
13	団 体	石川 征雄	ガーデンシティみしま推進会副会長	
14	団 体	佐野 淳祥	三島青年会議所監事	
15	行 政	織部 康宏	静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長	
16	市 民	山本 達雄	エコリーダー（市民環境大学修了生）	
17	市 民	高村 吉彦	エコリーダー（市民環境大学修了生）	
18	市 民	吉田 義博	三島市環境美化推進員会 前会長	

【区分】学識＝学識経験者、団体＝市内の各種団体を代表するもの  
行政＝関係行政機関の職員、市民＝市民代表

### 庁内検討委員会名簿

役職	氏名	備 考	役職	氏名	備 考
環境市民部長	勝又 幹雄	委員長	都市整備部 計画まちづくり統括監 (都市計画課長)	山田 美智 子	委 員
廃棄物対策課長	小野 寛	委 員	都市整備課長	石井 浩行	委 員
環境市民部参事 (地域安全課長)	植松 和男	委 員	水と緑の課長	渡邊 靖	委 員
健康づくり課長	三枝 知子	委 員	水道課長	石田 雅男	委 員
子ども保育課長	佐野 隆三	委 員	上下水道部参事 (下水道課長)	加藤 竜一	委 員
農政課長	高橋 英朋	委 員	学校教育課長	小塚 英幸	委 員
商工観光課長	宮島 康一	委 員	生涯学習課長	野澤 秀里	委 員
産業振興部参事 (楽寿園長)	原 憲治	委 員	文化振興課長	岡村 秀一	委 員
企画戦略部参事 (政策企画課長)	杉山 浩生	委 員	環境政策課長	橋本 守正	事務局



### 3 諮問・答申

#### (1) 諮問文

三環政第136号  
平成28年9月1日

三島市環境審議会  
会長 水谷 洋一 様

三島市長 豊岡 武士

第2次三島市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

このことについて、三島市環境基本条例第7条の規定に基づき、平成24年3月に策定した第2次三島市環境基本計画の中間見直しにあたり、三島市環境基本条例第25条の規定に基づき、第2次三島市環境基本計画の改訂について諮問します。

#### (2) 答申文



## 4 環境基本条例・環境方針

### (1) 三島市環境基本条例

(平成12年11月30日 条例第31号)

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的施策(第7条-第9条)

第3章 重点的に推進すべき施策(第10条-第15条)

第4章 効果的な推進のための施策(第16条-第24条)

第5章 環境審議会(第25条)

附則

私たちのまち三島市は、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、全国に誇り得る富士山のゆう水や箱根山西麓の豊かな緑に代表される恵まれた自然と古い歴史に培われた文化にはぐくまれ、先人の努力により、今日の豊かな社会を築いてきた。

特に、市街地からわき出す水の清れつな流れと四季折々に咲き誇る花や緑が調和した空間は、人々に潤いと安らぎを与える郷土の大切な財産となっている。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを求めてきた現代社会は、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、地域の環境はもとより、地球環境にまで取り返しのできない影響を及ぼすおそれを生じさせている。

今こそ、私たちは、郷土の良好な環境を現在と将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきときである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた水と緑に象徴されるかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が一丸となって、地球的視野に立った環境の保全と創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本市の地域特性に生かすことにより行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を旨とし、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、





及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その事業の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、あらゆる施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造を図る上で、事業者及び市民の果たす役割の重要性にかんがみ、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等に協力を求め、又はこれらからの協力の求めに応じ、その推進に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を積極的に講ずるよう努めなければならない。
    - (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷を低減し、当該事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が図られるようにすること。
    - (2) 事業活動に係る廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用、再生資源の原材料への使用等当該事業活動に伴う環境への負荷を低減すること。
  - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、生活排水の浄化、地下水の保全、緑化の推進等自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。
  - 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

### (環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
    - (2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民のそれぞれが配慮すべき事項
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条に規定する三島市環境審議会の意見を聴かななければならない。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

### (年次報告書)

- 第9条 市長は、各年度における本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第3章 重点的に推進すべき施策

### (健康の保護及び生活環境の保全)

- 第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、その適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

### (自然環境の保全等)

- 第11条 市は、水辺地、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

### (快適な環境の創造等)

- 第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等



を図ることにより、水や緑に象徴される本市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、事業者及び市民による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらに関する活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、学校、家庭、地域、職場等において、有機的な連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

#### 第4章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を市が実施する場合について、準用する。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第18条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動等を助長するために特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民に適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自ら環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第19条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに森林の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う地下水の保全、緑化の推進、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第22条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

#### 第5章 環境審議会

(審議会)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の



規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、三島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員で組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市内の各種団体等を代表する者
  - (3) 市民
  - (4) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（三島市環境審議会条例の廃止）

- 2 三島市環境審議会条例（平成11年三島市条例第8号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の三島市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第1条の規定により置かれた三島市環境審議会は、第25条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている三島市環境審議会の委員は、第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年7月21日までとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第1項の規定により定められている三島市環境審議会の会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長は、それぞれ、副会長とみなす。

附 則（平成13年条例第24号）

この条例は、平成13年7月22日から施行する。

## (2) 三島市環境方針

三島市は、かけがえのない地球環境や多様な生命が育まれる自然環境を次世代に引き継ぐとともに、品格があり花と緑があふれるガーデンシティと人々が健やかで幸せに暮らす活気のある健幸都市の実現を目指し、市民、NPO、ボランティア、事業者、行政の協働のもと、次に掲げる方針に基づきその保全、再生、創造に率先して取り組みます。

- 1 三島市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
- 2 環境に配慮した事務事業を実践します。
- 3 環境マネジメントシステムを適正に運用するとともに、継続的改善を図ります。
- 4 環境に関する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 廃棄物の削減に職員一丸となって取り組みます。

この環境方針及び環境マネジメントシステム運用の成果は、広く公表します。

2014年6月10日

三島市長 豊岡 武士



## 5 用語解説

### ●ア行

#### ■アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

#### ■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、平成元年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### ■一般廃棄物

住民の日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物という。

#### ■雨水貯留施設

雨水貯留施設には屋根に降った雨水を大地に浸透させる「雨水浸透ます」、屋根に降った雨水を雨どいから貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する「雨水貯留施設」などがある。

#### ■エコアクション 21 (EA21)

中小事業者の環境への取り組みを促進するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施するため、中小事業者等でも容易に取り組めるようにした環境経営（環境マネジメント）システム。環境庁（現環境省）が策定し、財団法人地球環境戦略研究持続センターが平成16年10月より「エコアクション 21 認証・登録制度」を実施している。

#### ■エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、平成元年から（財）日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚等を図ることを目的としている。

#### ■エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

#### ■エコライフ

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うことを「エコライフ」という。

エコライフを進めるためには、生活様式を省資源・省エネルギー型に変えていくことが必要であり、具体的には、節電・節水・リサイクルの促進、ごみの減量などに取り組むことを意味している。

#### ■エコライフみしま

地域の環境情報や環境活動などを広く市民に紹介することを目的にした、市民がつくる市民のための地域環境情報誌。市民環境大学卒業生など有志により年2回発刊されている。平成15年4月15日創刊。

#### ■エコリーダー

三島市民環境大学（主催：三島市・日本大学国際関係学部）の卒業生で、所定の出席回数を満たし、規定のレポートを提出した受講生で、環境活動の普及、推進に先導的な役割を担う意欲のある人をエコリーダーと呼んでいる。

#### ■オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏の高度20km～40km付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏のオゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の生育障害などを引き起こすことが懸念されている。

#### ■温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、地球は大気のない場合に比べて温かく保たれている。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

### ●カ行

#### ■外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、平成17年6月より施行されている。海外からの外来生物による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置などを定めている。

#### ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。



## ■環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

## ■環境基本法

平成5年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民などの社会を構成するすべての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

## ■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となる恐れのあるものをいう。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガスなどのほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

## ■外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌を攪乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物など、およそ70種類が疑われる化学物質としてあげられている。

## ■環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、更にこの手順を繰り返すことにより取り組みを高めていこうとするもの。

## ■間伐材

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。平成13年4月に施行された「グリーン購入法」で、間伐材が環境物品として位置付けられたことから、今後リサイクルが進み、同時に森林の保全も進むものと期待される。

## ■気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため平成4年5月に採択され、平成6年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な

目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの各種の義務を課している。

## ■京都議定書

平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された議定書で、先進国における温室効果ガスの削減目標等を規定している。この議定書は、平成20～24年の期間に平成2年度比で温室効果ガスを5.2%削減することを義務付けており、平成17年12月に発効した。

## ■クリーンエネルギー

炭素を含まず、地球環境への影響が少ないエネルギー。太陽エネルギー、地熱、風力などの自然エネルギー及び水素エネルギーがある。

## ■グリーンコンシューマー

環境に配慮した製品を買おうという消費者のこと。

## ■景観行政団体

景観法（平成16年6月制定）に基づく諸施策を実施する行政団体。政令指定都市、中核市にあってはそれぞれの当該市が、その他の地域においては基本的に都道府県となるが、その他の市町村も都道府県との協議を経て景観行政団体となることができる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができるが、景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる行為を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。

## ■建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、平成14年5月に完全施行された。建築物の分別解体と特定資材のリサイクル（困難な場合は縮減）を、一定規模以上の新築工事などの受注者に義務付ける法律。建設発生木材、コンクリート塊、アスファルトなどが対象。また、これまで無届けでも可能だった解体業者の都道府県知事への登録、技術監理者の選任を義務付け、技術力のない者や不良業者の参入を防止している。

## ■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

## ●サ行

## ■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

**■里地里山**

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年過疎化や開発が進み質の低下や消失が見られる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

**■産業廃棄物**

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック、がれきり類など廃棄物処理法で定めた19種類に該当するもの。一般廃棄物に比べて量、多様性、含有物質の有害性などの面で環境に与える影響が大きい。

**■静岡県版レッドデータブック**

平成16年3月に静岡県の企画により発刊された「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—動物編」及び「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—植物編」のこと。静岡県自然環境調査委員会により編集された、静岡県における絶滅に瀕している野生動植物種を段階ごとに区分した「静岡県版レッドリスト」「今守りたい大切な自然」などが掲載されている。

**■自然共生社会**

森林、湿原、草原などの二酸化炭素の吸収源の確保、豊かで多様な自然の保全・再生、自然とのふれあいの場や機会の確保などにより実現される、自然の恵みを楽しみ継承していく社会。

**■循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

**■省エネ法**

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で、昭和54年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。

平成25年に改正され、電気需要の平準化推進等の措置を追加した。

**■食育**

心身の健康の基本となる食生活に関する様々な教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚えるなどの力を付けることを目指す。平成17年6月に食育基本法制定、平成18年3月末には家

庭や学校、地域などで取り組むべき課題を列举し、数値目標も掲げた食育基本計画が策定されている。本市でも、食育基本計画を平成20年3月に策定した。

**■食品リサイクル法**

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、平成13年5月から施行されている。食品廃棄物を減らし、再生利用を促すための基本事項を定めた法律。食品循環資源（食品廃棄物などのうち有用なもの）の再生利用（飼料・肥料など）及び熱回収、廃棄物の発生抑制と減量を図り、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者の役割と責務を規定する。

**■振動**

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

**■新エネルギー**

従来使っていた石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、今後研究開発・導入が図られる石炭液化・ガス化、太陽エネルギー、深部地熱、水素エネルギー、風力、バイオマスなどの新規開発エネルギーをいう。

**■水源涵養機能**

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水などの水源が枯渇しないようにする機能をいう。

**■スマートウエルネス**

「ウエルネス（健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること）」をまちづくりの中核に位置付け、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルをいう。

**■生物多様性**

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

**■生物多様性基本法**

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、平成20年6月から施行されている。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。

**■生物多様性地域戦略**

生物多様性基本法第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して策定するよう努めることとされている。



## ●タ行

### ■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

### ■地球温暖化

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が1.1～6.4℃上昇し、これに伴い海面が約18cm～59cm上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。国際的には、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（UNCED：環境と開発に関する国連会議）において署名され、平成6年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組み条約」を中心に地球温暖化防止対策が展開されている。

### ■地球環境問題

国境を越えた地球規模の環境問題を指し、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、森林破壊、野生生物種の減少、砂漠化、有害廃棄物の越境移動、及び開発途上国などの公害があげられる。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合って引き起こされている。先進国での大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会活動、更には人類のこれまでの技術文明の責任を問う内容を含んでいるといえる。

### ■地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する地域発の動きとして注目されている。国は、地産地消が食料自給率の向上に必要であると位置付け、推進体制の整備や地域計画の策定などを支援している。また、食育や地域活性化につながるなど、生産、消費の両者から大きな期待が寄せられている。

### ■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

## ●ナ行

### ■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

## ●ハ行

### ■バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪（まき）などはこのバイオマス的一种。現在、代替エネルギーとして注目を浴びている。

### ■パリ協定

平成27年12月にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された協定で、気温上昇を2.0℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるよう、すべての国が努力すると規定している。

この協定は、排出量の55%以上を占める55カ国以上の批准を発効要件としており、平成28年11月に発効した。

### ■ヒートアイランド

都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。このような現象は東京などの大都市では既に日常生活の中で実感できる程までになっている。

### ■放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主としてアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種のことを指しているが、また、それらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

## ●マ行

### ■緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和する。緑のカーテンの設置により、省エネルギーだけでなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

### ■ミックス古紙

本市では、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック以外の紙類のことを「ミックス古紙」と呼び、平成18年4月から月2回資源古紙回収日に回収している。

ミックス古紙の分別によりごみの焼却量が減り、焼却施設の負担軽減や最終処分場の延命化を図ることができる。

## ラ行

### ■リサイクル

廃棄物として処分される物を改修し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

### ■リターナブル容器

中身を消費した後の容器を回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。ワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効である。

## ワ行

### ■ワンド

河川の流れ沿いにある入り江や川の淀み、淵といった河川の本流とつながっているか、水が増えた時につながってしまうような水面のこと。様々な生物が生息する豊かな環境であることが認識され、その価値が評価されている。

## 英数

### ■BEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステム(EMS)のうち、商用ビル向けのエネルギー監理システムのこと。

### ■BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位はmg/Lで表され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

### ■CSR

日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取り組み内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけではなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

### ■ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エ

ネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

### ■HEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステム(EMS)のうち、家庭向けのエネルギー監理システムのこと。

### ■IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」の略称であり、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

### ■ISO14000 (環境 ISO)

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントなど、広範囲にわたっている。この中で中心となるのはISO14001で、環境マネジメントシステムの仕様について定めている。

### ■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

### ■NPO

民間非営利団体の略称。広義には公益・学校・宗教・医療・福祉などの各法人や共同組織、ボランティアグループも含まれる。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動を営む団体。

### ■PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で平成11年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。





## 6 絶滅の可能性のある動植物

カテゴリー	基本概念	本市で確認されている種	
		植物	動物
絶滅(EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種		
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種		
I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの		ホトケドジョウ、メダカ: CR/★、オオイトトンボ、キトンボ、スジグロチャバネセセリ、シルビアシジミ
I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	オキナグサ、カワラノギク、アズマギク、ヒロハノアマナ、マヤラン	ヨシゴイ、ミゾゴイ、ヒクイナ、コアシサシ、コノハズク、アカショウビン、サンショウクイ、チャマダラセセリ
絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種	マツバラシ、ミズニラ、タニヘゴ、サンショウモ、ハコネシロカネソウ、ミシマバイカモ、ノウルシ、フッキソウ、ハコネグミ、ミシマサイコ、カイジンドウ、キセワタ、ヤマジソ、イズコゴメグサ、ムラサキミカキグサ、キキョウ、ヤナギタンポポ、ヒメヒゴタイ、アギナシ、スプタ、ヒンジモ、イトテンツキ、ミヤマジュズスゲ、ホソバヒカゲスゲ、クマガイソウ、イチヨウラン、フウラン、ミズチドリ	ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サンバ、ハヤブサ、ウズラ、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、ハコネサンショウウオ、カジカ、モートンイトトンボ、キイロサナエ、トラフトンボ、オオチャバネセセリ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ、ウラナミジャンメ
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	オオアカウキクサ、オトメアオイ、ヤマシャクヤク、サンショウバラ、ミゾコウジュ、アオホオズキ、イヌノフグリ、イズハハコ、ミクリ、ナガエミクリ、エビネ、キンラン、クロヤツシロラン	カワネズミ、カヤネズミ、ヤマドリ、クイナ、フクロウ、アリスイ、コシアカツバメ、サンコウチョウ、モリアオガエル、カジカガエル、カマキリ、アオハダトンボ、ネアカヨシヤンマ、ヨツボシトンボ、ガムシ、ヘイケボタル、モノアラガイ、ナガオカモノアラガイ
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種	モミジカラスウリ、ミズタカモジ	ヤマシギ、スッポン
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの		
要注目種	本県独自のカテゴリー		
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	エゾメシダ、モメンヅル	ヤマトモンシデムシ
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	モクレイシ	オオジシギ、ノビタキ、オカダトカゲ、アマゴ: N-II/★、ギンイチモンジセセリ、ホシミスジ
部会注目種(N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	ハマハナヤスリ、イワウメヅル、ツゲ、フサモ、ノニガナ、アオフタバラン	ニホンリス、ミサゴ、アズマヒキガエル、トノサマガエル、コシロシタバ
	合計	57 種	65 種

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従いました。

注 2) 魚類は静岡県 RL 淡水魚類別表の東部地域(富士川本支流流域より東の地域、狩野川放水路より南の狩野川左岸流域並びに熱海市以南の地域)のカテゴリー区分に従いました。地域区分しない場合、ホトケドジョウ: VU、メダカ: VU、カジカ: NT、カマキリ: NT、アマゴ: N-II となります。「/★」は天然分布区域への移入ありのものです。

注 3) タモロコは東部地域が天然分布域が確定していないため、静岡県版レッドリストにおいて選定基準が(N-II/★)と表示しています。

注 4) 三島市自然環境調査報告書(平成 15 年 3 月)において帰化植物として報告されているニッケイ(環境省 RL: 準絶滅危惧)は、静岡県では栽培個体からの逸出(杉野 2008)のため、除外しました。また、トネリコ(静岡県 RDB: 現状不明)は、「栽培個体からの逸出であろう(二村 2002)」という聞き取り結果があり、現地踏査において楽寿園でのみの確認のため、除外しました。

注 5) 分布から考えて明らかに移入であると判断される 5 種(ゲンゴロウブナ、キンブナ、タナゴ、ワタカ、タモロコ、ホンモロコ、シマドジョウ)は除外しました。

## 第 2 次三島市環境基本計画

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）  
後期基本計画

平成 29 年 3 月

発 行：三島市環境市民部環境政策課  
〒411-8666 静岡県三島市北田町 4-47  
TEL 055-983-2647 FAX 055-976-8728  
Email:kankyou@city.mishima.shizuoka.jp